

令和8年度『佐渡島の金山』から始まる新潟の文化観光推進事業」 業務委託 公募型プロポーザル 実施要領

本公募は、令和8年度当初予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて実施内容等の変更があり得ることにご留意ください。

1 事業目的

令和6年7月に「佐渡島の金山」が世界遺産に登録されたことで、構成資産への来訪者が増加傾向にあることを受け、本県の歴史や文化観光資源への興味・関心の喚起を目的として「佐渡島の金山」から始まる新潟の文化観光推進事業を実施する。

本業務は、「佐渡島の金山」の世界遺産登録効果を海外に広く波及させ、交流人口拡大、観光振興、地域活性化につなげることはもとより、本県の歴史や文化及び観光資源への興味・関心の喚起を目指すものである。

佐渡島及び新潟県への来訪者の増加や周遊を図り、文化資源の継承や地域活性化につなげるため、海外に向けて、世界遺産をはじめ佐渡島及び県内の文化資源の魅力を発信する。

2 趣旨

本要領は、『佐渡島の金山』から始まる新潟の文化観光推進事業』における情報発信等業務の実施に当たり、最も効果的な企画を実行できる事業者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるもの。

3 委託業務概要

(1) 業務名

令和8年度『佐渡島の金山』から始まる新潟の文化観光推進事業」業務委託（以下、「本事業」という。）

(2) 業務内容

「佐渡島の金山」から始まる新潟の文化観光推進事業における情報発信等業務一式

(3) 仕様等

別紙「令和8年度『佐渡島の金山』から始まる新潟の文化観光推進事業業務委託に係る仕様書」に基づくものとする。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日(水)までとする。

4 見積限度額

10,124,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 公募方法及びプロポーザル実施要領の交付

本プロポーザルは新潟県ホームページに掲載し、広く提案者を公募する。

(1) 公募方法

新潟県ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/>) に掲載する。

(2) 掲載期間

令和8年2月24日(火)から令和9年3月31日(水)まで

(3) 交付方法

新潟県ホームページ掲載のファイルをダウンロードするか、交付場所まで取りに来ること。

(4) 交付場所

新潟県 観光文化スポーツ部 文化課 文化資源活用推進係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話 025-280-5619 (直通)

※ 交付は土・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分までに限る。

6 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、一の法人若しくは本件業務受託のために結成された企業連合（以下「企業連合」という。）であって、それぞれ次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 法人

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

ウ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に掲げる暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

オ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては当該県税の未納がない者であること。

カ 新潟県内に本社（本店）又は事務所を有する者であること。

(2) 企業連合

ア 上記(1)アからカに示す要件のすべてを満たす法人が幹事会社となり、その他上記(1)アからオに示す要件のすべてを満たす法人により自主的に結成されたものであること。

イ 企業連合を構成する者のいずれの者も、他の企業連合の構成員となっていないこと。

7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（企業連合の場合は、代表する幹事会社）は、令和8年度『佐渡島の金山』から始まる新潟の文化観光推進事業」業務委託公募型プロポーザル参加申込書（別紙様式1）を提出すること。

(1) 提出書類

ア 令和8年度『佐渡島の金山』から始まる新潟の文化観光推進事業」業務委託公募型プロポーザル参加申込書（別紙様式1）

イ 法人等の概要が分かるリーフレット等

ウ 県税未納が無い旨の証明書（新潟県の県税の納税義務を有する者のみ）

(2) 提出期限

令和8年3月10日(火) 17時00分 ※必着

[プロポーザル実施要領]

- (3) 提出場所
5(4)交付場所
- (4) 提出方法
持参又は書留による郵送
※ 持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分までに限る。
- (5) 参加辞退
提出後に申込みを辞退する場合は、必ず「5(4)交付場所」の連絡先へ連絡すること。

8 質問の受付及び回答

募集要領の内容について質問がある参加申込者は、「質問書」(別紙様式2)を提出すること。

- (1) 受付期限
令和8年3月2日(月) 17時00分 必着
- (2) 提出方法
電子メール(宛先 ngt150030@pref.niigata.lg.jp)
※ 件名は「令和8年度『佐渡島の金山』から始まる新潟の文化観光推進事業業務委託に関する質問」とすること。
※ 提出後、別途電話(025-280-5619)により提出した旨の連絡を行うこと。
※ セキュリティ対策により、URLが記載された電子メールを受信できない場合があるので、留意すること。
※ 電話での質問は受け付けないので留意すること。
- (3) 回答方法
令和8年3月6日(金)までに新潟県ホームページに掲載する。同趣旨の質問はまとめて回答する。また、質問に対する回答事項は、本要領及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

9 企画提案書類の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるところにより企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年3月23日(月) 17時00分 ※必着
- (2) 提出場所
5(4)交付場所
- (3) 提出方法
持参又は書留による郵送。
※ 持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く8時30分から17時00分までに限る。
- (4) 提出部数
ア 企画提案書(10部)
イ 見積書(可能な限り詳細な内訳を記載)(元本1部、写し9部)
- (5) 企画提案の範囲
本事業は、動画・Web・ガイドブックを活用した広報により佐渡島だけでなく、県内への誘客が図られるよう魅力発信を行うものとし、以下の項目を提案すること。
ア モデルコースの造成及びモニターツアー
・ 佐渡島及び新潟県への周遊を図り、県内の文化資源の魅力発信できるもの
・ ターゲットの興味・関心に合わせた文化資源や文化体験等

[プロポーザル実施要領]

- イ Webへの掲載記事作成
 - ・本項アで造成したモデルコースを記事とする効果的な魅力発信

- ウ 動画・Web・ガイドブックを活用した話題作り
 - ・効果的な魅力発信、拡散の手法
 - ・見込まれる効果
 - ・KPIの設定
 - ・効果を高める配布先

- エ 独自提案による話題作り
 - ・効果的な話題作りの手法
 - ・見込まれる効果
 - ・KPIの設定

- オ 事業効果の効果検証
 - ・効果検証の手法
 - ・本事業の成果を測定・検証するための指標及び目標値設定

- カ その他
 - ・事業全体のスケジュール
 - ・事業全体としての統一感を出すアイデア
 - ・実施体制（提案者の事業運営体制等）
 - ・提案者の過去5年間の同種又は類似の受託業務実績

10 審査及び選定方法等

提出された企画提案書については、提案書説明会において、その内容についてプレゼンテーションを実施し、本事業に関する公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）で適正・公平に審査した上で、受託業者を選定する。

なお、企画提案書の提出者が多数となった時は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行い、プレゼンテーションの対象者を選定する場合もある。

(1) 提案書説明会（プレゼンテーション）の開催

ア 実施日

令和8年3月30日(月)開催予定

イ 会場

県庁又は近隣施設の会議室で実施予定

※実施日時、会場は決定次第、参加申込書を提出した者に別途通知する。

ウ 説明時間

30分以内（説明20分、質疑応答10分、機器類のセッティングに係る時間は別途。）

エ 説明方法

企画提案書の他、フリップパネル、パソコン、ビデオ等を持参して用いてもよい（プロジェクトとスクリーンを当課で用意するので、必要とする場合は、事前に申し出ること）。

オ プレゼンテーションに参加しなかった者は失格とする。

[プロポーザル実施要領]

カ プレゼンテーションの詳細事項については、申込書に記載の担当者に対し、電子メール又はFAXにて通知する。

(2) 選定方法

審査会が、別に定める審査要領に基づき提案内容を審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

(4) ヒアリングの実施

審査会が必要と認めるときは、プレゼンテーションに参加した者に対し電話等でヒアリングを実施することができる。

(5) 審査基準

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査項目及び配点は、次表のとおりとする。

審査基準

審 査		配 点
項 目	内 容	
①業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・「『佐渡島の金山』から始まる新潟の文化観光推進事業」の趣旨を理解し、提案内容に反映できているか。 ・事業全体として統一感のある提案をしているか。 	20/180
②モデルコースの造成及びモニターツアー	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の文化資源の魅力を最大限生かした内容となっているか。 ・佐渡島及び新潟県への周遊を図り、県内の文化資源の魅力を発信できるか。 ・ターゲットの興味関心を考慮しているか。 	30/180
③Webへの掲載記事作成	<ul style="list-style-type: none"> ・②の魅力を伝える内容となっているか。 ・ターゲットの興味関心を考慮しているか。 	10/180
④動画・Web・ガイドブックを活用した話題づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルを活用し、魅力的な情報発信ができるか。 ・動画が目標再生回数を達成できるか。 ・Web上で本県文化が話題となることが期待できる取組か。 ・県内への観光入込客数の増加を図ることにつながるものとなっているか。 ・ガイドブックの効果的な配布エリアが提案されているか。 ・KPIの設定は適切か。 	40/180
⑤独自提案による話題作り	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐渡島の金山」や県内文化資源の魅力発信を通じて新潟県への誘客につながる内容となっているか。 ・ターゲットの興味関心を考慮しているか。 	50/180
⑥事業効果の効果検証	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な効果検証手法であるか。 ・本事業の効果を測定・検証するための指標及び目標値の設定は適切か。 ・今後の文化観光推進事業に役立つ効果検証となっているか。 	20/180
⑦業務のノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> ・過去同類事業の実績から十分な業務ノウハウを持ち合わせているか。 ・専門的な内容を確認できる体制になっているか。 	10/180

(6) 選定結果の通知

選定結果は、申込書に記載の担当者に対して文書で通知する。

(7) 事業者選定までのスケジュール

- ・募集公示 令和8年2月24日(火)
- ・「質問書」提出期限 令和8年3月2日(月) 17時00分 ※必着
- ・質問に対する回答 令和8年3月6日(金)
- ・「参加申込書」提出期限 令和8年3月10日(火) 17時00分 ※必着
- ・「企画提案書」提出期限 令和8年3月23日(月) 17時00分 ※必着
- ・提案書説明会(プレゼンテーション)
令和8年3月30日(月)予定
- ・審査結果の通知 説明会から3営業日以内を予定

11 契約の締結

(1) 契約締結の交渉

県は、審査会が最も優れた提案を行った者と特定した者と本件業務委託について、別途改めて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

(2) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

12 注意事項

- (1) 提出書類の作成等に要する費用(旅費、通信費を含む)は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された参加申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(参考) 地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若

[プロポーザル実施要領]

しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。